鈴鹿市男女共同参画推進条例

誰もが個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法が保障するところであって、 鈴鹿市もすでに鈴鹿市人権擁護に関する条例(平成8年鈴鹿市条例第26号)を制定し、人権尊重の理 念を明確にしているところである。しかしながら、21世紀を迎え、少子高齢化の進展、国内経済活動 の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応するために、すべての人が性別を超えて協働し、その持 てる個性と能力を十分に発揮できる社会の実現がいっそう要請されるようになった。

来るべき新しい社会は、人権が十分に保障されていることに加えて、すべての人が自立した個人として、その個性と能力を主体的に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会でなければならない。それは同時に、男女が対等の立場で、あらゆる分野における責任を分担しあう社会でもあって、男女平等の理念を基盤とし、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく制度や慣行を解消することによって、はじめて具現化されるものと考えられる。

このたび,鈴鹿市は,男女共同参画を新しい社会システムを構築するための重要な理念としてとらえ,市民,事業者,他の市町村や三重県と協働して,男女共同参画社会の形成促進を図ることを決意し,ここに,鈴鹿市男女共同参画推進条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本目標を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることによって、市民、事業者及び市が協働して男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に 係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を 積極的に提供することをいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、市内において営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、 その他団体をいう。

(基本目標)

- 第3条 男女共同参画を推進するための基本目標として、次の事項を設定する。
 - (1) 性別により差別されることなく,個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。
 - (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
 - (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案、決定及び実行に参画する機会を確保すること。
 - (4) 男女が職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等を両立して行うことができるようにすること。
 - (5) 国際社会における男女共同参画の推進に協力し連携すること。

(市民の青務)

- 第4条 市民は、前条の基本目標(以下「基本目標」という。)を目指し、家庭、学校、職場、地域 等社会のあらゆる分野において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、基本目標を目指し、男女が当該事業に対等に参画する機会の確保に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が、当該事業における活動と家庭生活を含むその他の活動等を両立して行うこと ができる環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や調査に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本目標を目指し、男女共同参画 の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。
- 2 市は、あらゆる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は,市民及び事業者と協力し,連携を図りながら男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 4 市は,男女共同参画の推進に関し,国,三重県及びその他の地方公共団体と連携を図るとともに,積極的に働きかけるよう努めなければならない。

(禁止事項等)

- 第7条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 性別を理由とした差別的扱い
 - (2) 相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与えること。
 - (3) 配偶者,恋人その他の親密な関係にある者(過去において配偶者,恋人その他の親密な関係にあった者を含む。)に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な言動
- 2 市は、前項の行為及び性別による固定的役割分担意識を助長する行為等を防止するため、広報その他の必要な措置をとらなければならない。

(基本計画の策定)

- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。
- 2 市長は,基本計画の策定に当たっては,第13条第1項の鈴鹿市男女共同参画審議会に意見を求めると同時に,広く市民の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画に定める事項)

- 第9条 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 政策・方針決定過程における男女間の格差を改善するための必要な事項
 - (2) 男女共同参画の推進に関する啓発及び広報等に関する必要な事項
 - (3) 性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するための必要な事項
 - (4) 教育の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
 - (5) 労働の場における男女共同参画の推進に関する必要な事項
 - (6) 職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動等の両立支援に関する必要な事項
 - (7) 男女共同参画施策に関する苦情及び相談に対応するための必要な事項
 - (8) 男女共同参画の推進に関し,マスメディアとの連携を図る事項
 - (9) 男女共同参画の推進に資するための調査及び研究に関する必要な事項
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項

(積極的改善措置等必要な措置)

- 第10条 市は、積極的改善措置を推進しなければならない。
- 2 市は、事業者が積極的改善措置を講ずるための必要な情報提供及び支援を行うものとする。 (推進体制の整備等)
- 第11条 市は、基本計画に基づく施策を実施するために必要な体制整備に努めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(男女共同参画審議会)

- 第13条 市長は、鈴鹿市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 基本計画に関して意見を述べること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
 - (3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要な事項について、市長に

意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が任命する委員10人以内で組織する。
- 5 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。
- 7 審議会の運営等について必要な事項は、市長が別に定める。 (委任)
- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)
- 2 鈴鹿市報酬及び費用弁償等支給条例(昭和24年鈴鹿市条例第58号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項に次の1号を加える。
 - (44) 男女共同参画審議会委員 日額 8,900円